

# **岸和田市立公民館及び青少年会館**

## **再編基本方針**

令和3年3月  
岸和田市教育委員会

## 目 次

第1章 方針の策定趣旨と位置づけ	P. 1
1. 策定の趣旨	P. 1
2. 本方針の位置付け	P. 1
第2章 公民館等の設置目的と現状	P. 2
1. 公民館の設置目的	P. 2
2. 公民館等の現状	P. 3
第3章 公民館に求められる役割と本市の公民館等を取り巻く課題	P. 4
1. 今後、求められる役割	P. 4
2. 本市の公民館等を取り巻く課題	P. 5
第4章 公民館等の再編に関する考え方	P. 8
1. 指針1 市民の生活圏を踏まえた施設の再編	P. 8
2. 指針2 市民の学習環境の整備と学習機会の提供	P. 9
3. 指針3 計画的な施設の保全・改修のための財源確保	P. 10
第5章 今後の進め方	P. 11
1. 進捗状況等の見える化	P. 11
2. 「(仮称)岸和田市立公民館及び青少年会館再編個別計画」の策定・公表	P. 11
3. 方針等の見直し	P. 11

## 第1章 方針の策定趣旨と位置づけ

### 1. 策定の趣旨

人口減少、共働き世帯の増加、高度情報化社会の進展など、社会情勢の著しい変化に伴い、人々の学習形態も大きく変化し多様化しています。また、町内会・自治会といった、自主的に地域活動を行う組織への加入率の低下や、活動自体の縮小化が進んでおり、地域コミュニティの希薄化等、地域が抱える課題の顕在化が懸念されています。

このような中にあって、社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するだけでなく、他者との交流を促し、そのことを通じて新たな気づきや活動への動機付けが進み、より主体的な活動へとつながることで、希薄化しつつある地域コミュニティを強固なものにしていくという役割が期待されています。

一方、本市においては、社会教育施設の老朽化や施設の維持管理のための財源不足等により、社会教育の効果的な普及促進や、住民の主体的な学習活動の支援、地域活動環境の整備が制約を受けるなどの課題が生じています。

「岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針(以下、「本方針」という。)」は、社会教育に求められる役割を踏まえ、今後の社会情勢を見据えつつ、市立公民館及び青少年会館(以下、「公民館等」という。)を再編することにより、本市の住民一人ひとりの学習活動の促進を図り、住民主体のまちづくりを「学び」を通じて促進していくことを目的に策定するものです。

### 2. 本方針の位置付け

本方針は、まちづくりの基本的な方向性を示した第4次岸和田市総合計画、及び教育・生涯学習等の総合的な施策方針を定めた第2期岸和田市教育大綱に沿って策定するものであり、公民館等の再編の基本方針や、施設ごとの再編の方向性や考え方等を整理したものです。

また、本方針は公民館等の再編をもって、本市における教育活動や住民主体の地域づくり等の活動環境整備を図るためのものであり、今後、本方針を基に岸和田市生涯学習基本方針や岸和田市公共施設最適化計画との整合を取りながら進めています。

## 第2章 公民館等の設置目的と現状

### 1. 公民館の設置目的

我が国における公民館は、1949年に制定された社会教育法によって位置付けられており、単に住民のための学習活動の場としてだけではなく、様々な事業を実施・展開することで、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

#### 社会教育法

##### (目的)

**第二十条** 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 省略

##### (公民館の事業)

**第二十二条** 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

公民館設置目的イメージ図

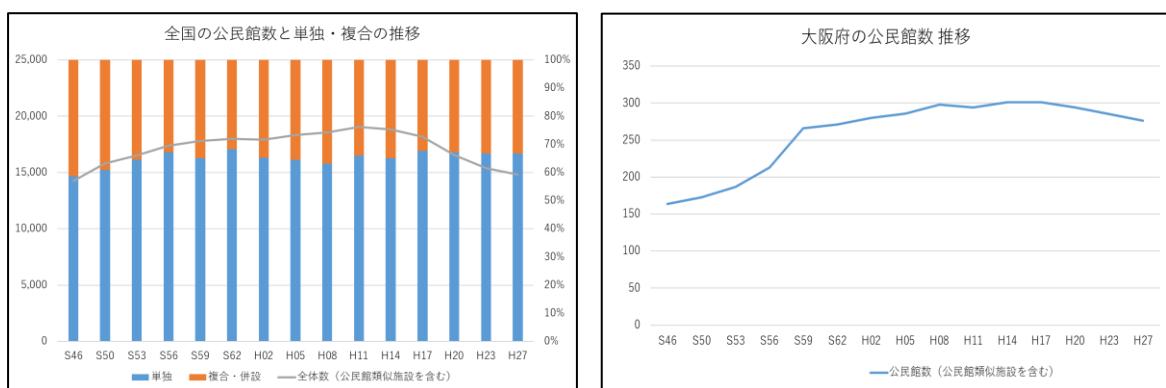


## 2. 公民館等の現状

### (1) 公民館等の推移

全国の公民館数は、平成 11 年の 19,063 館をピークに減少傾向にあり、平成 27 年には 14,841 館と、ピーク時から 20% 以上減少しています。また、公民館と他の施設との複合化や併設化は、全国的に進んでいません。

大阪府でも平成 27 年時点で約 300 館の公民館が設置されていますが、全国と同様に減少傾向にあります。

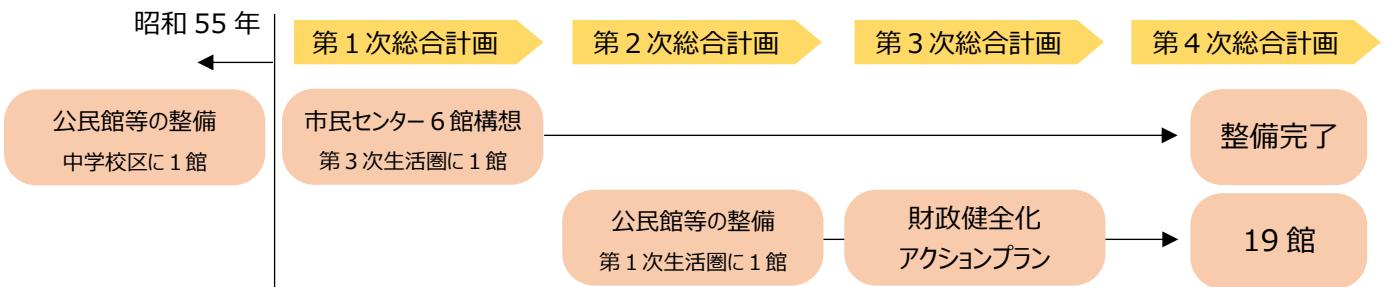


資料：社会教育調査

### (2) 本市公民館等の変遷

本市の公民館等は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて多く建設され、当初は中学校区に 1 館の体制が進められてきました。第 1 次総合計画では、小学校区を第 1 次生活圏、中学校区を第 2 次生活圏、全市を 6 つの区域に分けた第 3 次生活圏を規定し、公民館機能を有した地域コミュニティづくりの基盤施設として、市民センターの整備が構想されました。その後、第 2 次総合計画では、生涯学習の更なる推進や地域での学習・コミュニティ活動の拠点整備を目的に、小学校区の全てに公民館等を設置すると具体的に示され、整備が進められました。

しかしながら、財政状況の悪化もあり、平成 13 年には「財政健全化 3 カ年アクションプラン」が打ち出され、全小学校区での整備が実現しないまま、公民館等の施設規模、管理体制について見直しが図られ、現在に至っています。



### 第3章 公民館に求められる役割と本市の公民館等を取り巻く課題

#### 1. 今後、求められる役割

## (1) 社会教育

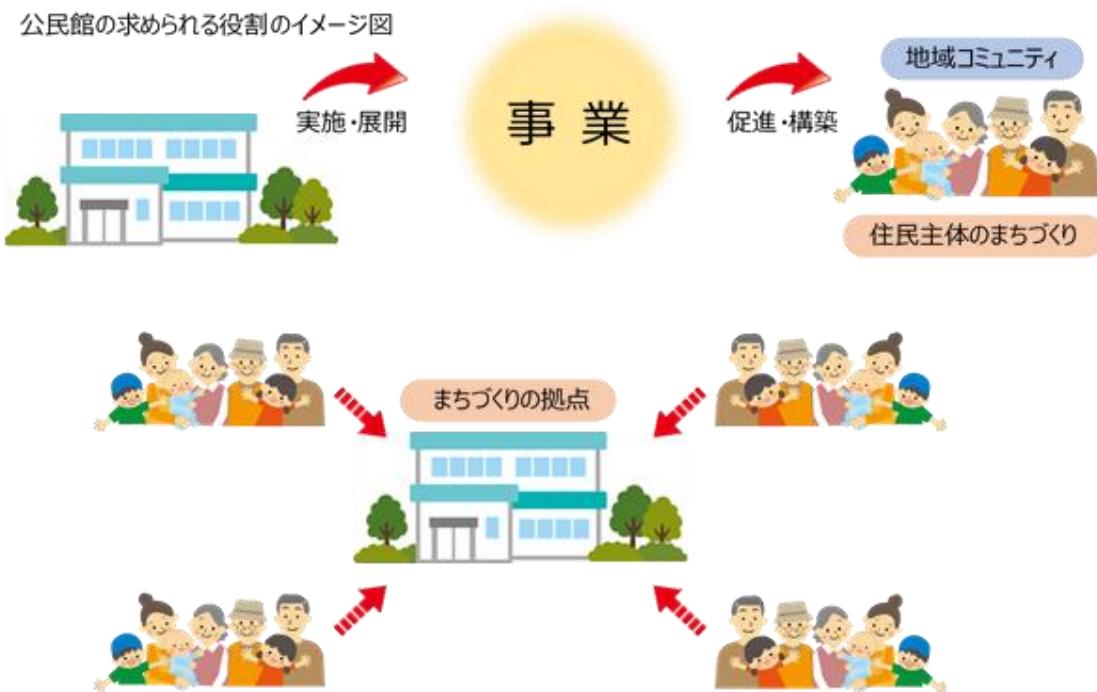
文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興などに関する重要事項について、調査・審議し意見を述べることを目的として設置された中央教育審議会では、今後の社会教育について答申が出されています。(以下、答申要約)生涯学習という“人の学び”における幅広い概念の中で、社会教育は中核的な役割を果たすべきものであり、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくという特徴があります。

地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる現在、社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つものであり、社会に対してより開かれたものとして、また、住民相互のつながりを提供する場として、新たな展開を図ることが求められています。

## (2) 公民館

公民館は、住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を課題解決に向けた実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割を担っており、その強化が求められています。

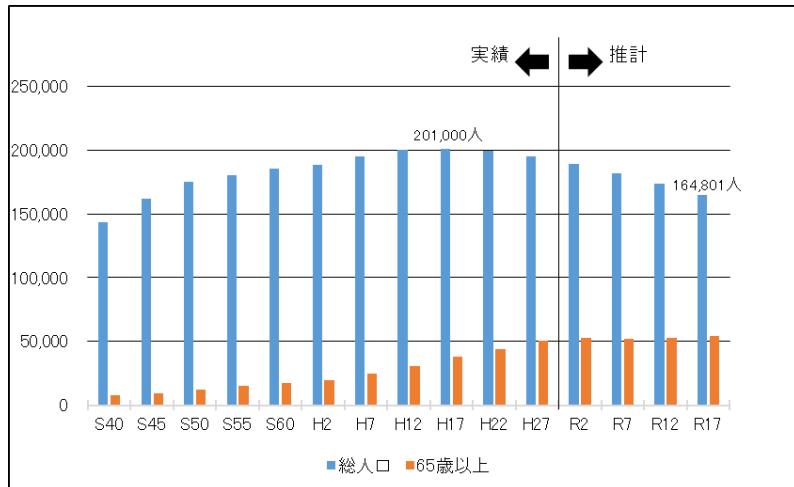
また、住民主体のまちづくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組みの拠点、行政をはじめとした地域の幅広い情報の発信拠点として、地域社会における公民館の役割は、より高度なものとなっています。



## 2. 本市の公民館等を取り巻く課題

### (1) 人口

本市の人口は、平成 17 年の 201,000 人をピークに減少傾向にあり、今後も減少が予想されています。また、65 歳以上の人口は経年的に増加傾向にあり、令和 17 年には総人口の 3 割を超えると見込まれています。



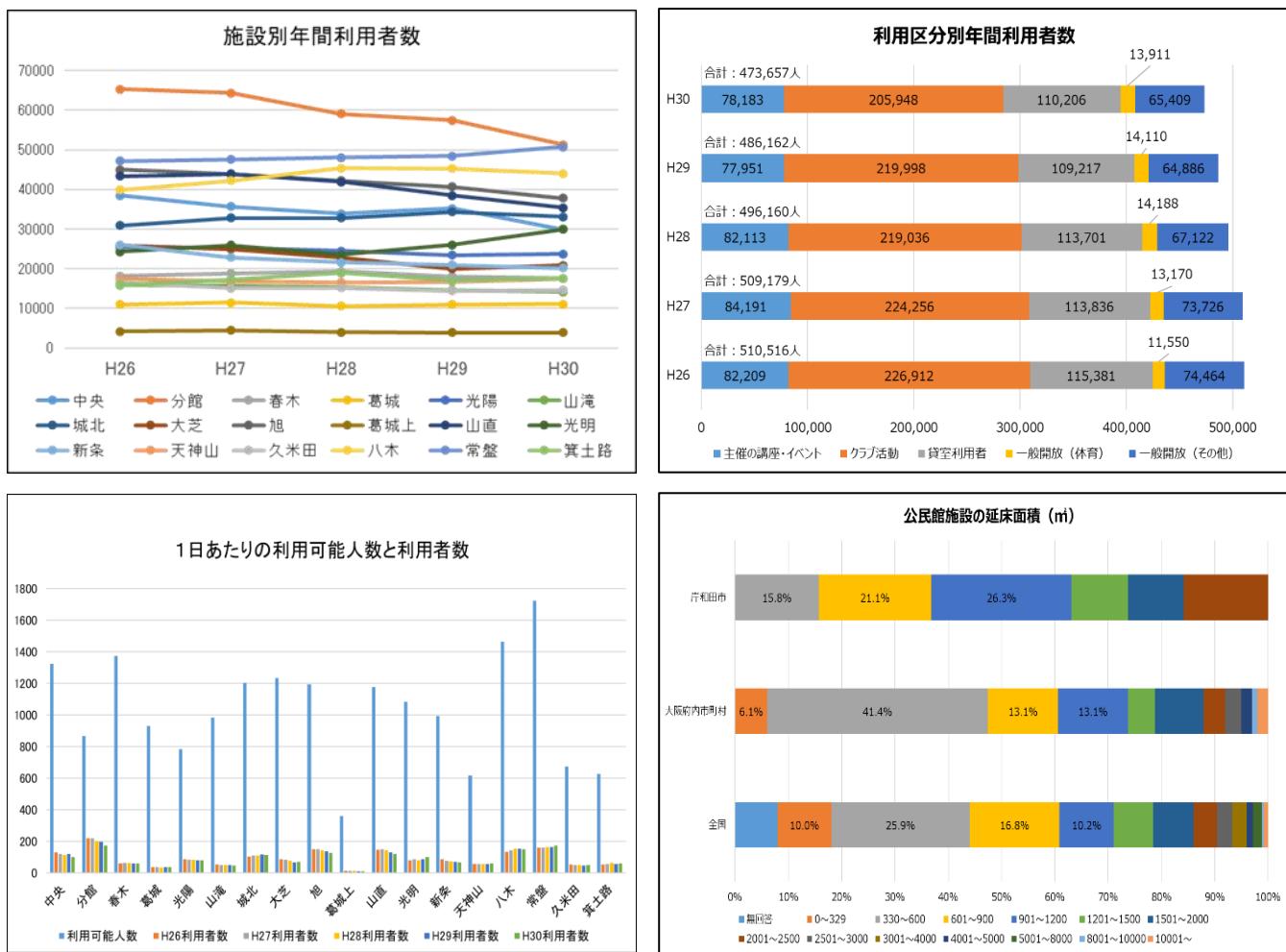
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

### (2) 利用者数の低下

公民館等の年間利用者数は、利用区分ごとに増減があるものの、全体では減少傾向にあります。

利用者数の減少は、人口減少、公民館講座のテーマ・内容や告知方法の固定化などによる公民館等の集客力の低下、社会全体の高齢化、共働き世帯の増加などが要因に挙げられます。

また、1日あたりの利用可能人数に対して、利用者数が一貫して大きく下回っており、全国的な公民館の規模に鑑みても、本市公民館等の施設数または規模は過大であると考えられます。



資料：平成 25 年度全国公民館実態調査

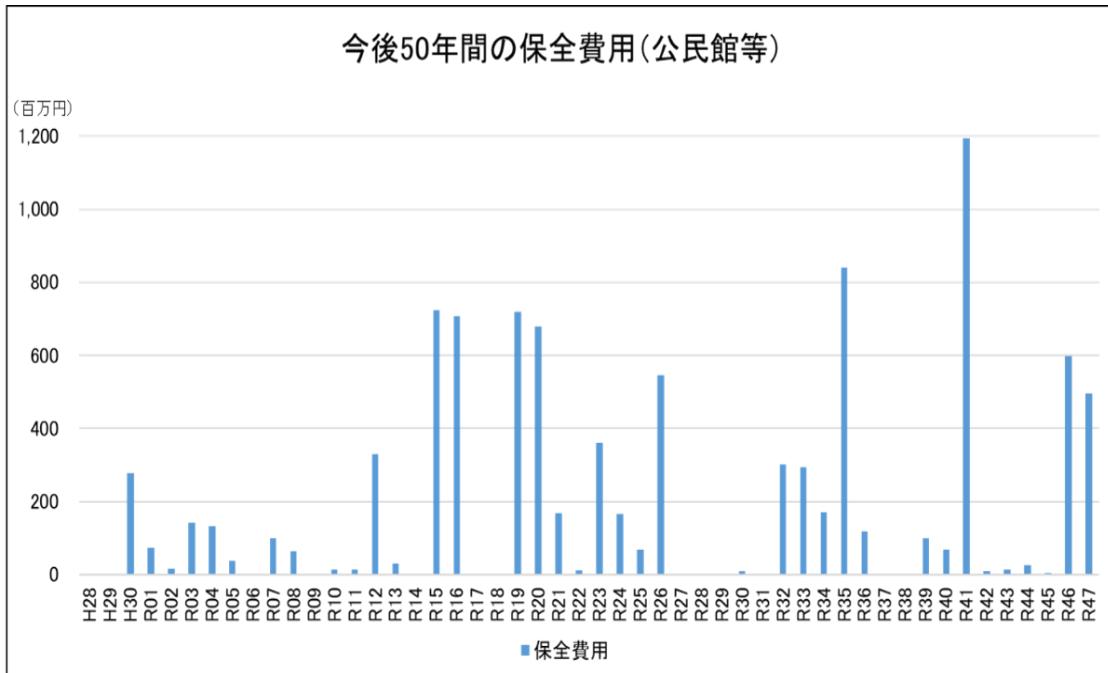
### (3) 施設の老朽化

本市の公民館等の建築後の経過年数を見ると、市民センター等との複合施設として建設された6館(分館・山直・旭・常盤・八木・大宮)以外の単独施設の5割以上が築40年以上経過しており、岸和田市公共施設最適化計画に定める目標耐用年数 65 年に差し迫っています。これらの老朽化が進行する施設については、今後計画的な改修や建て替えを検討する必要があります。

	築50年以上		築40年～49年		築30年～39年		築30年未満	
	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年
公民館・青少年会館	久米田	昭和39年	城北	昭和47年	大宮	昭和57年	山直	平成5年
	光陽	昭和44年	箕土路	昭和47年	葛城	昭和61年	分館	平成6年
	山滝	昭和44年	春木	昭和48年	葛城上	昭和61年	光明	平成10年
			大芝	昭和53年			新条	平成11年
							中央	平成13年
							天神山	平成14年
							旭	平成22年
							八木	平成25年
							常盤	平成25年

#### (4) 保全のための財源の不足

岸和田市の財政は、経常収支比率(収入の規模に対する固定経費の支出割合)が令和元年度で101.9%と硬直化するとともに、自主財源の比率を示す財政力指数も令和元年度で0.62と財政基盤が弱く、極めて厳しい状況にあります。このため、岸和田市公共施設最適化計画においては、現状のままでは、平成28年から50年間にわたって、公共施設における施設保全費用は、必要額の40%しか確保できない見込みであることから、公共施設の床面積を令和7年度までに約3%、17年度までに約30%を削減する必要があるとしています。



令和7年度（今期計画期間）までに、床面積の約3%を削減

令和17年度（次期計画期間）までに、床面積の約30%を削減

資料：岸和田市公共施設最適化計画

## 第4章 公民館等の再編に関する考え方

社会教育が生涯学習の中で担っていくべき役割や、地域社会において今後求められる役割から、本市の住民主体のまちづくり活動の促進や自発的な学習活動のための環境整備等に向けて、公民館事業の役割はますます重要となります。

しかしながら、公民館等の施設の数または規模が過大となっている現状、及び本市の厳しい財政状況からすれば、再編統合を伴わない新設や建替えは困難です。

本市においては、公民館等以外の既存施設の利活用を主とした生涯学習の機会や場所を拡充しつつ、市民の主体的な学習・地域活動環境の整備、公民館等を核としたまちづくりの推進を図ることを第一の目的に、以下の3つの指針に沿って、公民館等の再編等の取り組みを進めています。

指針1

### 市民の生活圏を踏まえた施設の再編

指針2

### 市民の学習環境の整備と学習機会の提供

指針3

### 計画的な施設の保全・改修のための財源確保

#### 1. 指針1 市民の生活圏を踏まえた施設の再編

地域のコミュニティは、市民の日常的で身近な生活圏を基盤に形成されています。町会や自治会、子ども会といった地域団体も生活圏を中心に連合体を組織しており、地域づくりにおけるコミュニティの考え方には、市民の生活圏は大きく関係しています。

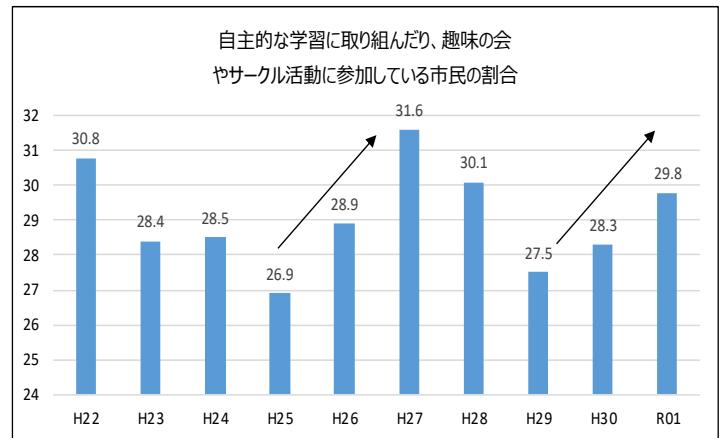
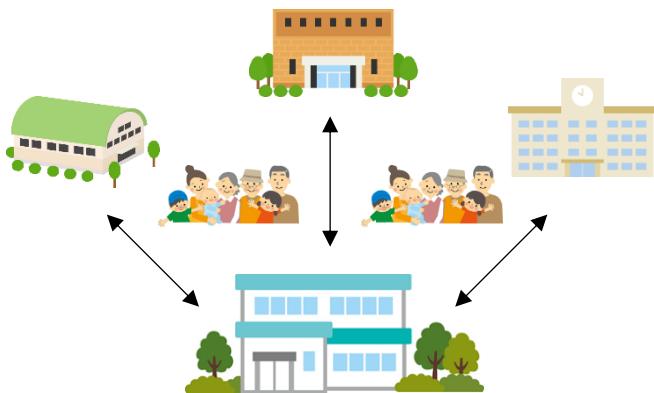
公民館等が市民の生活から乖離することなく、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりを市民が主体的に取り組むうえでの拠点施設として、今後求められる役割をより効果的に発揮するため、施設の再編にあたっては市民の生活圏を念頭に置きつつ、今後の人口規模に応じた施設数や適正規模を検討します。

また、再編とともにまちづくりのきっかけづくりとなる事業等を実施し、市民のまちづくりへの参画を促進することで、公民館等から持続性のあるまちづくりを推進していくことができるよう取り組んでいきます。

## 2. 指針2 市民の学習環境の整備と学習機会の提供

公民館等の利用者数が低下する一方で、市民の学習活動等に取り組む意識は上昇傾向にあります。このような市民の多種多様な学習活動のための機会や場所を提供し、本市の社会教育環境を整備・拡充していくためには、公民館等それ自体をより魅力ある施設にしていくとともに、学校施設や他の公共施設を活動場所として利活用していくことが必要です。

施設の再編を行うとともに、これまで公民館等が担ってきた学習等の活動場所としての機能を、他の公共施設で補完していくことで、時間や場所を問わず市民が学習活動等を行うことができるような取り組みを進めています。



### 3. 指針3 計画的な施設の保全・改修のための財源確保

施設の老朽化や利用者数の低下といった状況から、現在の公民館等が利便性の高い施設であるとはいえない。公民館等の再編統合や他の施設の有効活用を行い、施設保有量の適正化と保全費用の縮減を図ることで、「安全で安心な施設」、「誰もが使いやすい施設」として維持・管理をしていくために必要な財源の確保に努め、以下の点に重点を置いて、計画的な保全・改修を進めます。

#### 老朽化への対応

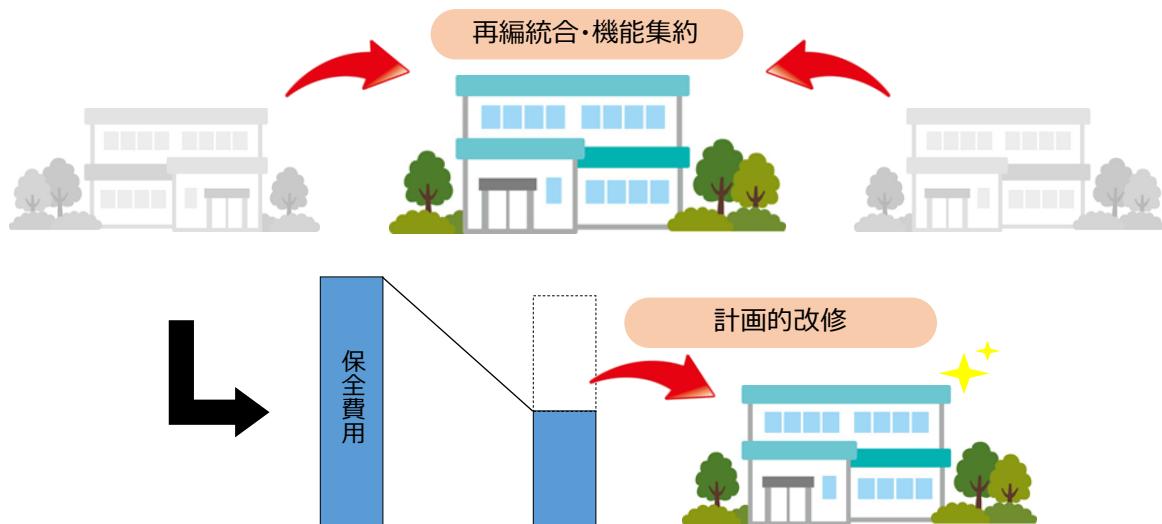
老朽化が進むことにより、外壁・窓などの破損や鉄筋の腐食、雨漏り等が生じ、施設運営を阻害することとなるよう、計画的に改修を行います。

#### バリアフリー化

誰もが利用しやすい施設となるよう、多機能トイレの設置や段差の解消等、バリアフリー化を進めます。

#### 利用ニーズへの対応

市民主体のまちづくり活動や学習活動の推進によって高まる施設の利用ニーズに対応できる学習・活動空間となるよう、改修等を進めていきます。



## 第5章 今後の進め方

本方針に基づき、公民館等の再編、学習環境の整備を行うにあたっては、以下の点に留意するとともに、それぞれの施設が持つ防災の機能についても配慮していきます。

また、今後も国・大阪府の社会教育情勢の動向を注視し、本市の公民館等のあり方について適宜、検証・検討していきます。

### 1. 進捗状況等の見える化

公民館等の利用者を含む市民に対して、再編等の取り組みの進捗状況、進め方、スケジュール等について見える化を図り、丁寧な説明、柔軟な対応をもって進めていきます。

### 2. 「(仮称)岸和田市立公民館及び青少年会館再編個別計画」の策定・公表

具体的な取り組みを示した「(仮称)岸和田市立公民館及び青少年会館再編個別計画(以下、「個別計画」という。)」を策定し、集約の対象となる施設、集約方法、実施時期等を公表します。

### 3. 方針等の見直し

本方針に大きく影響を及ぼす施策の変更等があった場合は、必要に応じ本方針(個別計画を含む)を見直します。